

新聞記事にみる 茨城地域の炭礦と社会

明治大正編 補遺

炭礦の社会史研究会編

炭礦会社・経営	1
石炭輸送・販売	7
炭礦労働・争議	8
炭礦生活	9
炭礦と地域社会	9
解説	10

炭礦会社・経営

いはらき 大正8・3・18

茨城採炭祝宴

多賀郡松岡村関口茨城採炭株式会社第二礦業所にては開坑以来未だ曾て一日千函（一函一千斤）を採炭したることとなりしが十三日始めて千函以上を採掘したるより十六日の公休日に其祝宴を張り坑夫一同にも清酒を饗応し

たり

東京日日新聞茨城版 大正15・6・6

引受けては帰つたが 実行が危まれる 松原炭坑
の未払賃金 知事警察部長も大いに心配

松原炭坑問題はその日の糧にさへ窮してゐるだけに一歩過まれば由由しい社会問題を勃発せんも計りがたい形勢にあり五日木村同会社専務は県警察部長の要求に応じて伊賀部長と種々懇談したが結局速に未払賃金の処理をすることを約し帰京した。右につき末松知事は「木村専務が出来得るだけ速に問題を解決することを約して帰京したが果して予定通り金策が出来得るか何うか兎に角その日の食糧にまで窮してゐるのだから一歩過まれば重大問題を招来せんもはかりがたい芳々県としては治安上万違算なきを期してゐる」と語つてをつた。更に炭坑内の坑夫の悲惨なる事實は病人の完全なる医療を受けられないことと従来会社の手を介して医療してゐたものは毎月勘定からその経費を差し引かれてゐたにもかゝらず会社から医者に対して不払ひであつたためこの場合医者も快く来

診してくれず現に渡辺飯場の某坑夫の息子は死亡後に医者がやつて来たといふ始末。又西山某の息子等もジフテリアにかゝつたにもかゝらず医者が来ないので病名が分らず売薬などして間に合せてゐたといふ話にならぬみじめな状態である。又最近に坑夫達が会社にて毎月預けて置いた零細な積み立金までが悉く費消されてゐたことが分り一同憤激益々甚だしく中脇事務長等は四日松原町地内で糧食の購入の金策中荷役人夫に襲はれ危うく負傷せんとした如き事実あり。山内殺気に満ち満ちてゐる

自治会の本旨を うたがつて 遂に争議となつた

会社側は斯くいふ

松原炭鉱の中脇総務長、吉村採鉱主任伊藤常警商事支配人は五日県庁新聞記者室を訪ひ一日来の紛争事件の真相についてこもごも左の如く語つた。「炭界不況のため瀕死の状態に陥つた松原炭鉱が万策つきて重役会の決議を経専務木村志田氏と会見の結果六月一日から向ふ一ヶ年志田氏の手委任経営されることになり志田氏は従前の経営方法をかへて労務者を主体とする共同経営によつて維持してゆかうと自治会を組織しまづ五月三十一日夜労働

者側代表として組長四名を高萩に招きそれまでの経過と自治会の組織内容について諒解を求め翌一日は木村、志田両氏から坑夫一同に対し今後の方針を伝へて賛成を求めた所坑夫側はそれでは未払労銀を払つてくれと要求したのに対し志田氏は今度自分が手を染めるやうになつたのは自分一個の利益のためでなく今後諸君の自活の道を開いてやりたいとの意思に出たもので以前の未払労銀は自分の手で支払ふことは出来ぬとの答へに結局両者の間には諒解の成立を見るに至らなかつた。坑夫がわの意向では未払労銀さへ払つてくれれば自分等はいつでも山を下つて行く。労働者の自活等は余計な世話だといふものが多く一方志田氏はたとひ十人でも二十人でも賛成者があれば自治組織によつてやつてゆくが坑夫が反対ならば手を引くより外はないとの考へであり更に坑夫側の諒解を徹底させる必要があるとして坑夫の中で理解ある少数者と呼んで膝を交へて懇談しそれらの人から坑夫全部へ伝へて何れとも話をきめることになり二日組長以下十数名の代表者に対し自治会の具体的内容を示して懇談した所よく諒解して一しよによつてもいゝといふことになり

翌三日早朝坑夫全部に意を伝へることになつた然るにこれらの代表者は直ちに山に帰らず或者は酒気を帯びて翌三日の昼近くに帰つて行くと言つた有様で待受けてゐた坑夫達に対し十分の報告をしなかつた所から坑夫側の激昂を買ひ代表者は志田氏によつてうまく買収されたのではないかと疑ひせつかく成らうとした自治会の共同経営はガラリと變り俄に自治会反対の形勢となり一方志田氏は前夜代表者との懇談に基き三日朝は早く山に登り自治会の設立に着手せんとしたところ労働者側の形勢すでに悪化しポンプ係りは入坑を拒むといふ始末に志田氏も全く手を焼き翌四日から米塩の支給を拒絶し紛糾はそのまゝ続けられてをるものである」

私から金を 出させたいのだ 坑夫にきはられた
志田氏は斯くいふ

松原炭坑事件に関し伊賀警察部長に召致された木村重役は直に帰京の上金策を講じ幾分なりとも支払ふべき旨答へて引取つたが従業員に対する米塩の供給も中秋事務長の尽力で辛うじて続けてゐるが日に日に困難となりこゝ二三日もすれば或は全く杜絶し坑夫等は背に腹はかへら

れなくなつて如何なる行動に出づるかも知れぬ状態にあり。しかも坑夫側の仲裁者志田氏に対する疑ひは容易に解けず志田氏の経営では如何なる方法によるも従業員なにと力み再び会社の手で経営されることを望んでゐる模様もある。右に関し志田氏は「要するに私から資金を出させたいので色々口実を設けて騒いでゐるもので事状すでに斯くの如き以上私としては如何とも施すすべがないので食糧は三日まで出して後は拒絶した社員中に自治経営になれば自己の立場を失ふといつたことから労働者を扇動したのが形勢を悪化せしめた原因と思ふ。私は任侠的に資金を投げ出し時代の要求により労働者の自治経営といふことにして労働者を苦境から救はうと思ひまた労働者も大部分は私の意に従ひ自治経営を希望してゐるやうであるが一部のものによつて去就が判然せず紛糾を続けてゐるもので世間の同情も私に集まつてゐるやうである」と語つた

監督官補出張

松原炭坑問題に関し五日東京鉱山監督局から監督官補嶋山正夫氏が来山実情を調査してゐる

鍋釜までも 質に入れて もう質草さへもない
松原炭坑を訪ねて

極度の経営難から遂に坑夫達にその炭坑を投げ出し日本はじめての試みである坑夫協同のもとに自営制度を行はんとゴタゴタしてる問題の松原炭坑をたづねつぶさにその内容をきはめんと記者は四日現場に出張したが坑夫家族の生活状態など聞きしにまさる悲惨なもので貧と飢ゑとに泣きつゝ事件の成行を案じてゐる従業員の間には何れも暴虐な会社重役の態度をのろふ怨みの数々と悲痛なる決意の程が漲つてゐた。現在では同一系統の茨城炭坑の同情によつて僅にその日その日のかてを買ひ求めているが炭炭として不況の場合ゆゑさうさうは続かず中脇事務長は目下かての金策に奔走してゐる始末であつて毎日坑内の米配給が午後八時遅くは十時といふ有様で家族四人に対し一日一升といふ割合だからとても充分な筈はなく塩物など三ヶ月余りも口にせぬといふ実に涙なしには聞かれぬ哀れな状態である。付近に坑夫相手の質屋が一軒

あるが鍋、かま等の日用品まで持ち込んで小使銭充てゝゐるといふわけで之まで山相手に小商を営んでゐた北方部落の商家五六軒は何れも貸金未収入で閉店同様である

記者は坑夫達から会社側の暴虐と窮状を聞かされ貧と飢とに泣く色青ざめてやつれた女房達から生活苦の悲惨な事実を訴へられ更にその日の糧を運び入る駄馬の鈴音の待つ無心の幼子達の三三五五のつどひを見ては恵まれぬかれ等の身の上に心から同情の思ひを禁じ得なかつた。

更に悲惨なのは小学校児童でこゝ半年といふものは全く一文の小使すら使はれず最初は会社から学用品の支給を受けてゐたが間もなく止つてしまつたので現在では受持先生からそれぐ雑記帳、筆、紙等をもらつてる始末でそれがため登校を嫌ふ者すらあると聞き思はずほろりとしたのであつた

松原炭坑が重役会の結果いよいよ休山のほぞをかためたといふ報に接し一時坑夫達は休山しては自分達の給料もそのまゝに付き放されるのではないかと早合点してまともや不穩の形勢さへ見えたが給料をもらつて山を引揚げるとは坑夫一同の希望するところでもあり会社側では給料だけは無論支払つてくれるらしいので坑夫等も落着き今はたゞ一刻も早く給料を支払つてくれるのを待つてをる。しかしはいよいよ休山となつた暁にはこれによつて失職する二百廿四名の従業員を如何に処置すべきかについては末松知事から鉾山監督局に対し救済方法を依頼したので監督局から八日夜妹川監督官が出張して詳細調査しつゝあるが監督局と県の斡旋により大抵は付近の炭坑に入つて就業することが出来る見込みである。いよいよ休山すれば同炭坑は廢坑となるの外はない

東京日日新聞茨城版 大正15・6・13

齋善さんに 救済を頼む そして一応休山しよう
と 昨日一同が会見

松原炭坑問題に関し萩谷高等課長は十一日上京鉾山監督

局において高橋鉦政課長立会の下に木村会社重役と会見し休山と決した上は坑夫並に事務員の給料二万九千円だけは至急に調達支払ふべきやう懇談の結果同炭坑に四十万円の貸金のある宮城県の齋藤善右衛門氏に再度の救済を乞ふこととなり齋藤氏は十二日午前七時上野着常磐線急行列車で上京しこれに会ひ共々齋藤氏に救済方を懇願すべく炭坑からも役員山本清風、坑夫代表大森清八、竹中茂衛門の三名が同日午前八時四十六分高萩発で上京した多分同炭坑の鉦区権及び鉦業財物一切を齋藤氏に任せて当面の問題を解決してもらひ炭界の景気付くまで休山することとし坑夫等は既報の如く大日本磐城湯本等の各炭坑に収容して解決を告げるであらう

東京日日新聞茨城版 大正15・6・15

齋善さんの涙で 解決の緒に就いた 松原炭鉦は
一時休山と決定 担保物件の解放で

松原炭鉦株式会社の事件もいよいよ解決の緒につくこととなつた。この炭鉦に対し数十万円の債権を持つ宮城県の富豪齋藤善右衛門氏がその債権の一部に担保として取

つてある炭鉦の地上物件を全部解放しその売払ひを許容したので木村専務は現に百万この売払ひに奔走中で大体見当がついたといふことである。最初この問題の前途を憂ひてゐた東京鉦山監督局では鉦夫側賃銀不払ひを何とか解決すべく文書を以て齋藤氏に交渉してゐたが氏の上方と同時に高橋同局鉦政課長は木村専務を帯同駿河台の龍名館に齋藤氏を訪ひいろいろ陳述し地上物件解放の応諾を求めたもので坑夫の窮状に対する齋藤氏の同情心からこの解決を見るに至つたのである。しかしこの齋藤氏の諒解と同時に重役会を開きこゝに炭口好況期の来るまで無期休業を決議するに至つた。なほ松原炭鉦には現に坑夫二百二十五名事務員二十三名あり全部を合し家族は約六百名に達するがこの処分に対しては鉦山監督局も幹旋しその付近なる大日本炭鉦、磐城炭鉦、湯本炭鉦等に分属せしむることになり従来の不払賃銀は如上の地上物件売却によりて三四万円は得られるから曲りなりにも解決はつく見込だ

鉦夫側も よく隠忍 してくれたと 鉦政課長い

ふ

右について高橋鉦政課長は語る。「今度のやうに氣を揉んだことはない一つ間違へば鉦夫の騷擾等も招きやすく齋藤氏の同情により泳ぎ抜くことが出来たのである。もとも監督局は鉦夫の賃銀問題等の事務が主で鉦夫側の唯一の味方ではあるが鉦夫側もよく隠忍してくれたからよかつた」

鉦夫代表に会つて 涙を流した その結果の解放
だと 齋善長者は語つた

神田駿河台の龍名館本店で齋藤氏は長者らしい面持で語る。「債権をもつてゐる自分がいろいろいふのは間違ひやすいからいはぬ方がよいが二三日前鉦夫代表といふ人々が見えて苦しい事情を話されたときつい涙を流してしまつた。その涙の証拠□□といふことになつたのです。□のみち不況な今日このまゝですぎることはなほ悪いからこれで一時ま打ち切つた方がよいと思ふ、経済界のことといふものはこのまゝである訳はなく何れは浮びあがる時もあらうからそれまで休山するといつてゐたが重役諸君も苦しくともその方がよいのである」

東京日日新聞茨城版 大正15・6・16

高利貸しに 売却を頼む 松原炭坑の地上物件

松原炭坑事件は作報の如く齋藤善右衛門氏が四十万円の担保としてとつてある炭坑の地上物件全部を開放することになりほゞ解決の緒につくことが出来たので会社ではこれを他に売却して坑夫の未払ひ貸銀支払ひその他の整理資金にあつることとなり東京の高利貸今畑西衛氏に売却方を依頼したので今畑氏は十六日買手をつけて来山することになつたがこれに対し坑夫側では今畑氏は松原炭坑に一万円の貸がありこの際同氏に依頼することは頗る危険なりとし十五日坑夫代表橋本半田柴田の三名は上京して会社に陳情した

東京日日新聞茨城版 大正15・6・17

地上物件 処分の交渉

松原炭坑問題に関し萩谷高等課長は昨十六日再び高橋敏政課長木村重役等と面会齋藤善右衛門氏が解放した地上物件の処分につき交渉するところがあつた

東京日日新聞茨城版 大正15・9・7

無煙炭坑の 後始末 九万円の支払 期日未定

大倉組への身売り成立した茨城無煙炭鉱では愈々整理を開始したが齋藤氏から支払ふべき未払労働の残額(六月上半期分から八月十日までの分)九万三百八十一円の支払期日が未定なので鉱業所からはこれらについて齋藤氏の意向を確むべく代表者を送つた。なほ入山炭鉱からは用度部員が来山して倉庫係その他と打ち合せをしてゐる

石炭輸送・販売

いはらき 大正8・3・13

複線速成請願 炭礦主会決議

常磐炭礦主会にては八日午後五時より東京築地精養軒に協議会を開催し阿部幹事長より鉄道院に対し常磐線複線速成及山手線二線増設の請願を為すべき決議に就て諮る処あり満場異議なく可決したるが請願理由は目下工事中なる常磐複線が十二年度迄の継続事業にして十三年度にあらざれば勢ひ完成するの見込みなきに常磐各炭礦本年

度の出炭予想は優に四百五十万噸に達すべき状態なるを以て益運輸能力の欠乏難に陥るべく従つて之れが救済策としては鐵道院予算繰上げに依り複線工事の速成を促さざるべからずといふに在り

東京日日新聞茨城版 大正8・7・29

常磐線の複線工事 湯本磯原間、友部取手間 本年度実測着手

常磐線中水戸磯原間の複線工事は目下約二分の一位竣工したるも尚湯本磯原間、友部取手間の二ヶ所単線なるより同地方民は屢当局に迫り遂に第四十一議会の採択となりたるが鐵道院にても其必要を認め明九年度より着手の予定なり□前記二ヶ所複線工事の実測を本年度に繰上げ着手することに決定し昨廿八日同院公報を以て発表せり

東京日日新聞茨城版 大正8・9・28

貨車三千輛 石炭輸送大計画

水戸運輸事務所にては来る十月一日列車時刻改正を期し常磐石炭の輸送能力の大増進を企図し貨物列車の速度を

短縮して同数を増加し輸送力の充実を期すると共に數量の増送を図る為め専用として十五噸積貨車三千輛を之に充當し常磐各炭鉱と協力し一日の最大輸送噸數一萬噸を標準とし極力之れが貫徹に努むる由

炭礦労働・争議

東京日日新聞茨城版 大正15・8・27

磯原町で 労働演説会

先頃發会式をあげた労働総同盟支部では廿八、九日磯原に演説会を開き破産宣告を受けて不安の空氣に満ちてをる茨城無煙炭坑問題で獅子吼するが本部から加藤勘十氏が来る時節柄その筋で神経をとがらしてをる

東京日日新聞茨城版 大正15・10・7

坑夫復職運動

去月二十五日□廻り夫の不注意から數名の犠牲者を出した多賀郡日棚炭坑ではこのほど責任者數名を処分したところ日本坑夫組合支部では本部から関谷博氏の來援を求

め五日会社側に対してこれが復職方を交渉中である

炭礦生活

東京日日新聞茨城版 大正14・6・21

鉾山名物 山神大祭 来月の中旬に

日立鉾山並びに郡内各炭鉾の山神大祭は来たる七月十五、六の両日何づれも同時に催されるので準備に忙殺されてゐる。日立鉾山並びに製作所では従業員の盛沢山な余興と全山ことごとく電気装飾に意を凝らし昼をもあざむく盛観を呈し関東切つての大名物祭りであるから人波をもつてうづまり東洋一の称ある大煙突も正月三ヶ日とこの二日間はけむりが止まる。なほ千代田炭鉾でも花火、角力、撃剣、青年八木節踊り、懸賞付き仮装行列が催される

炭礦と地域社会

いはらき 大正8・2・3

旧曆正月の 初売り 地方の好景気に 各地共大

賑ひ

昨二日は旧曆旧正月二日に相当し各地に初売行はれしが地方農村の大景気の為め何れも非常の賑ひを呈したり
松原町 松原町高萩にては各商店共店飾美々しく初売出しを為し殊に仲や、石川や、寺山、鈴木やの各呉服店は福袋を売出したる為め二時頃より顧客店頭に山を築き第一番に福袋を購へし者は好運に向ふ杯と称し我先に競ひつゝ意外の雑沓を呈したり。又高萩油屋商店石炭部にては予て準備し居たる石炭を荷馬車五十余台に満載せし上に小旗を翻し馬夫は何れも揃ひの印袴纏に同手拭を後人巻に勇ましく途中蜜柑を撒き撒き景気を添へ市中を練り廻し川尻町迄初荷し其他重なる商店にても初荷に種々なる意匠を凝したり

解説 大正15年、松原炭鉱、茨城無煙炭鉱の動静に関

わる齋藤善衛門についての資料、先行研究

1

「齋藤家は初め農で酒造を主業とするようになるが、兼ねて一〇町歩（一七八四〓天明四）乃至一八町歩（一八三三年〓天保四年）を手作している。此の間質屋金穀貸付をやっている。天保十五年「大番士役」になる。明治十二年手作を廃止し、明治十五年には質屋業を廃止、同二十二年には酒造業も廃して金穀貸付を専業とする。二十三年には従来の土地に六百余町の土地を併せて一躍千町歩地主となった」『日本農業発達史 3』中央公論社、二三五頁

2 「大正十三年六月調査 五十町歩以上ノ大地主 農務局」『日本農業発達史 7』所収 から

齊藤株式会社 職業・金貸業 住所・桃生郡前谷地村
所有耕地反別・田一三三・五・七町 畑一三二・一・五町 計一四四八・二町 自作反別・一 耕地ノ主ナル所在郡名及町村数・桃生郡一他郡市六十 小作人ノ戸数・二三八六

戸

*この調査によると、千町歩以上の所有者は三人・

法人、内訳は北海道九、新潟県五、東京府三、宮城、秋田、山形、三重、大阪の各府県に各一。最大規模は、

三井合名会社（東京府）六四〇一町。齊藤株式会社は、第一一番目の大きさ。茨城県の場合「五十町歩以上ノ大地主」は一〇五人、最大規模は宮本庄治郎（玉造町）四〇〇・八町、小作人三三三二戸。

3 山田盛太郎編『日本農業生産力構造』（岩波書店）から

(一) 千町歩地主地帯における四家〓齋藤家（宮城）、池田家（秋田）、本間家（山形）と新潟の市島家。本間家と市島家は幕末期に千町歩所有の規模に達していたケース、齋藤家と池田家は旧幕期に淵源をもつが明治期に至って千町歩に到達したケース（三九頁）

(二) 藩政期において地主手作とこれに結合した酒造業（一七三〇年創業）を主体に高利貸付を営むことに

よって致富を重ねた。この藩政期における富裕化を基盤として、明治維新以降商業・高利貸資本的機能を全面的に發揮し、巨大な蓄財と土地集積に努める（二四七頁）

- (三) 土地集積の経過 明治一〇年代に米価が騰貴、小作料収入の上昇による貸付地経営の有利性が明確になると自作経営を廃止。明治一六年以降米価が低落、農家の倒産が激増する過程で金穀貸付による土地兼併を精力的に進める。維新直前（万延元年―一八六〇）の約二〇町歩から明治二二年の四五五町歩へ。「家業改革」によって質屋業、酒造業を廃止、金穀貸付に専一化。明治三年「山口店買収」（川崎銀行関係の東京山口店所有の六六〇余町歩が経営上採算割れになっていたのを購入）により一挙に千町歩地主へ。小作料収益の増大、土地価格の騰貴を背景に明治三〇～四〇年代以降の多面的な事業活動の展開へ（二四九頁）

- (四) 明治二五年に「地所管理心得書」を作成、同家土地管理の指針を規定して耕地所有一三六一町歩、

小作戸数二三七〇戸、小作米一万二千石の小作地経営体制を確立。明治三〇～四〇年には「不動産に対する貸付のみでなく、東本願寺への大口融資（明治三八年）、炭鉱・漁業・電気土木事業等への事業投資を盛んに行った」（二四九～二五〇頁）

- (五) 明治四二年に斎藤株式会社設立、財産の保全、租税の軽減化を図るとともに農地貸付及び金融業を会社組織によって運営。「斎藤株式会社は、戦後の農地改革時まで継承されるが、その間、大正期には権太海馬島の漁業投資より離れ、昭和七―九年頃には炭鉱（茨城・北九州）を売却する等、事業経営或は投資から大幅に退くことによって、再び金融貸付、不動産所有とその管理を主業とするようになり……」（二五〇～二五一頁）

炭礦の社会史研究会

二〇一九年七月二三日